

鈴鹿市地域防災計画（本編）修正概要 新旧対照表

※ 表の修正については、別紙に掲載しています。

現計画の ページ	修 正 後	修 正 前
15	第5項 配備体制 1 第1 非常配備（準備体制） 次の場合は、災害対策本部の設置前の活動段階として、情報収集及び連絡体制の確認等を行う。 （1）～（3） 略 <u>（4）長周期地震動3又は4が発表され、災害の発生が予想されるとき。</u> （5） 略 2 略	第5項 配備体制 1 第1 非常配備（準備体制） 次の場合は、災害対策本部の設置前の活動段階として、情報収集及び連絡体制の確認等を行う。 （1）～（3） 略 （4） 略 2 略
20	第3項 指定地方行政機関等 指定地方行政機関，指定公共機関等の処理すべき業務の大綱については、県防災計画の定めるところによるが、各機関の業務は、概ね次のとおりとする。 1・2 略 <u>3 東京管区気象台（津地方気象台）</u> <u>（1）気象，地象，地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> <u>（2）気象，地象（地震にあっては，発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表，伝達及び解説</u>	第3項 指定地方行政機関等 指定地方行政機関，指定公共機関等の処理すべき業務の大綱については、県防災計画の定めるところによるが、各機関の業務は、概ね次のとおりとする。 1・2 略 <u>3 津地方気象台</u> <u>災害に関する気象情報の連絡</u>

20 (続き)	(3) <u>気象業務に必要な観測，予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発</u> 4～7 略	4～7 略
43	第2項 市が実施する対策 1 市民に対する啓発（危機管理部，政策経営部，地域振興部，健康福祉部，子ども政策部，消防本部） 災害発生時における被害を軽減し，防災応急対策活動を円滑に行うため，市民，地域に対し防災上必要な知識を普及し，平常時からの備えと地震発生時の的確な行動等，地震防災に関する正しい知識と情報を提供する。 また，防災知識の普及啓発に当たっては，高齢者，障がい者，外国人，乳幼児等の災害時要援護者に対する配慮や，防災対策への女性の参画について，市民の理解を深めるように努める。 (1) 略 (2) 内容 ア・イ 略 ウ 津波浸水予測区域，土砂災害警戒区域等に関する知識	第2項 市が実施する対策 1 市民に対する啓発（危機管理部，政策経営部，地域振興部，健康福祉部，子ども政策部，消防本部） 災害発生時における被害を軽減し，防災応急対策活動を円滑に行うため，市民，地域に対し防災上必要な知識を普及し，平常時からの備えと地震発生時の的確な行動等，地震防災に関する正しい知識と情報を提供する。 また，防災知識の普及啓発に当たっては，高齢者，障がい者，外国人，乳幼児等の災害時要援護者に対する配慮や，防災対策への女性の参画について，市民の理解を深めるように努める。 (1) 略 (2) 内容 ア・イ 略 ウ 津波浸水予測区域，土砂災害危険箇所等に関する知識

43 (続き)	エ～ソ 略 2～7 略	エ～ソ 略 2～7 略
46	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、<u>男女共同参画の視点を取り入れることに加え</u>，高齢者，障がい者，外国人等の災害時要援護者や女性，自主防災組織，企業，ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。 1～6 略	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には，高齢者，障がい者，外国人等の災害時要援護者や女性，自主防災組織，企業，ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。 1～6 略
50	第3項 市が実施する対策 市は，水防法に基づく対策のほか，関連部門が把握している災害時要援護者に関する情報を，災害時に活用することを目指すとともに，民生委員・児童委員や自治会，自主防災組織などに対して，避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。 1 災害時要援護者における対策（危機管理部，健康福祉部，消防本部） 市は，基本法及び鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱の規定に基づき，各号に掲げる対策に努める。 (1)～(8) 略 <u>(9) 停電時における医療機器の電源の確保</u> <u>市は，医療的ケアを必要とする</u>	第3項 市が実施する対策 市は，水防法に基づく対策のほか，関連部門が把握している災害時要援護者に関する情報を，災害時に活用することを目指すとともに，民生委員・児童委員や自治会，自主防災組織などに対して，避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。 1 災害時要援護者における対策（危機管理部，健康福祉部，消防本部） 市は，基本法及び鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱の規定に基づき，各号に掲げる対策に努める。 (1)～(8) 略

50 (続き)	者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 2・3 略	2・3 略
72	第2項 市が実施する対策（危機管理部，総務部） 1～8 略 9 <u>復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用</u> <u>復興体制の構築に当たっては，必要に応じて復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用して他の地方公共団体に技術職員の派遣を要請する。</u>	第2項 市が実施する対策（危機管理部，総務部） 1～8 略
98	第2項 市及び防災関係機関が実施する対策 1～6 略 7 海上交通の確保（海上保安部，港湾管理者） （1）～（5） <u>（6）軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には，国に報告するとともに，軽石除去による航路啓開に努める。</u>	第2項 市及び防災関係機関が実施する対策 1～6 略 7 海上交通の確保（海上保安部，港湾管理者） （1）～（5）
101	第2項 市が実施する対策 1 自主避難の促進（危機管理班，避難所対策部） 市は，避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに，その地域の住民に対しては，避難所，避	第2項 市が実施する対策 1 自主避難の促進（危機管理班，避難所対策部） 市は，避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに，その地域の住民に対しては，避難所，避

101 (続き)	難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な事前避難や、不測の事態時の緊急避難の実施を促進する。ただし、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等の避難に関する情報の正しい意味の理解を広める。 また、台風などの風水害時において、住民等の早期避難を促すため、自主避難所となる収容避難所を早期開設する。自主避難所は、地区市民センター併設公民館 20 施設、単独公民館 3 施設（一ノ宮、愛宕、神戸）、小学校体育館 4 施設（長太、箕田、白子、鼓ヶ浦）の 27 施設とする。 なお、感染症がまん延するおそれがある状況下においては、<u>必要に応じて別に開設する。</u>	難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な事前避難や、不測の事態時の緊急避難の実施を促進する。ただし、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等の避難に関する情報の正しい意味の理解を広める。 また、台風などの風水害時において、住民等の早期避難を促すため、自主避難所となる収容避難所を早期開設する。自主避難所は、地区市民センター併設公民館 20 施設、単独公民館 3 施設（一ノ宮、愛宕、神戸）、小学校体育館 4 施設（長太、箕田、白子、鼓ヶ浦）の 27 施設とする。 なお、感染症がまん延するおそれがある状況下においては、<u>小学校体育館 6 施設（国府、加佐登、牧田、若松、稲生、栄）を追加開設する。</u>
101	第 2 項 市が実施する対策 1 略 2 避難の指示等の実施（危機管理班、総務管理部） 洪水・浸水・土砂災害等の発生により人命の危険が予測される場合は「鈴鹿市避難情報等の判断伝達マニュアル」を基に避難指示等を発令する。また、同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される	第 2 項 市が実施する対策 1 略 2 避難の指示等の実施（危機管理班、総務管理部） 洪水・浸水・土砂災害等の発生により人命の危険が予測される場合は「鈴鹿市避難情報等の判断伝達マニュアル」を基に避難指示等を発令する。また、同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される

101 (続き)	場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための立退きの指示を行う。また、「警戒レベル4 避難指示」の他、必要に応じて「警戒レベル3 高齢者等避難」を伝達し、適切な避難誘導を実施する。<u>避難指示等の発令に際しては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用する。</u> 3～5 略	場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための立退きの指示を行う。また、「警戒レベル4 避難指示」の他、必要に応じて「警戒レベル3 高齢者等避難」を伝達し、適切な避難誘導を実施する。 3～5 略
105	第2項 市が実施する対策 1～4 略 5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部） 災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため避難所を開設する。 開設に当たっては、必要に応じて避難所となる公共施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該建築物の被災状況の把握に努める。 また、当該避難所に必要な設備及	第2項 市が実施する対策 1～4 略 5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部） 災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため避難所を開設する。 開設に当たっては、必要に応じて避難所となる公共施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該建築物の被災状況の把握に努める。 また、当該避難所に必要な設備及

105 (続き)	び資機材の配備，食糧等生活必需品の調達・確保を行うため，職員の派遣を行う。 (1) 略 (2) 設置の方法 ア・イ 略 ウ 避難所を設置したときは，その旨を<u>公表の上，市職員を配置し</u>，避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。 市民等が市の指示に基づかず親戚や縁者等の住家に集まって避難所と称しても避難所として指定することはできない。 エ・オ 略 (3) ～ (9) 略	び資機材の配備，食糧等生活必需品の調達・確保を行うため，職員の派遣を行う。 (1) 略 (2) 設置の方法 ア・イ 略 ウ 避難所を設置したときは，その旨を<u>公示し責任者を任命して</u>，避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。 市民等が市の指示に基づかず親戚や縁者等の住家に集まって避難所と称しても避難所として指定することはできない。 エ・オ 略 (3) ～ (9) 略
106	第2項 市が実施する対策 1～4 略 5 避難所の開設及び運営（総務管理部，避難所対策部，福祉医療対策部，建築対策部） 災害のため，現に被害を受け，又は受けるおそれがある場合で，避難しなければならない住民を一時的に収容し，保護するため避難所を開設する。 開設に当たっては，必要に応じて避難所となる公共施設の緊急点検，巡視等を実施し，当該建築物の被災	第2項 市が実施する対策 1～4 略 5 避難所の開設及び運営（総務管理部，避難所対策部，福祉医療対策部，建築対策部） 災害のため，現に被害を受け，又は受けるおそれがある場合で，避難しなければならない住民を一時的に収容し，保護するため避難所を開設する。 開設に当たっては，必要に応じて避難所となる公共施設の緊急点検，巡視等を実施し，当該建築物の被災

106 (続き)	状況の把握に努める。 また、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備，食糧等生活必需品の調達・確保を行うため，職員の派遣を行う。 (1) ～ (3) 略 (4) 運営管理 避難所の運営及び管理にあたっては，次の点に留意して，適切な管理を行う。 ア 避難所における情報の伝達，食料等の配布，清掃等について，住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため，地域住民，施設管理者，避難所派遣職員（救助施設班）等で避難所運営委員会を組織するよう努めるとともに，必要に応じて，県，他の市町村，<u>NPO，ボランティア等</u>に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては，食事の配慮が必要な人をはじめ，年齢，性別等の避難者の多様なニーズに対応できるよう，食の知識を有する管理栄養士などを活用する。 イ～シ 略 (5) ～ (9) 略	状況の把握に努める。 また、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備，食糧等生活必需品の調達・確保を行うため，職員の派遣を行う。 (1) ～ (3) 略 (4) 運営管理 避難所の運営及び管理にあたっては，次の点に留意して，適切な管理を行う。 ア 避難所における情報の伝達，食料等の配布，清掃等について，住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため，地域住民，施設管理者，避難所派遣職員（救助施設班）等で避難所運営委員会を組織するよう努めるとともに，必要に応じて，県，他の市町村に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては，食事の配慮が必要な人をはじめ，年齢，性別等の避難者の多様なニーズに対応できるよう，食の知識を有する管理栄養士などを活用する。 イ～シ 略 (5) ～ (9) 略
124	第2項 市が実施する対策 1 行方不明者等の搜索（消防対策	第2項 市が実施する対策 1 行方不明者等の搜索（消防対策

124 (続き)	部) (1) 搜索の基本 災害により行方不明者及び<u>安否不明者</u>が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、搜索の実施を行うこと。 ア 行方不明者<u>及び安否不明者</u>の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等 イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者<u>及び安否不明者</u>が発生した地域及び人数 (2)～(4) 略 2～4 略	部) (1) 搜索の基本 災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、搜索の実施を行うこと。 ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等 イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び人数 (2)～(4) 略 2～4 略
159	第2項 市が実施する対策（危機管理班、総務管理部、避難所対策部、環境対策部、<u>産業物資対策部</u>、土木対策部） 1・2 略 3 雪害対策 (1)・(2) 略 (3) 適切な道路管理と交通対策 道路管理者、警察その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。 車両滞留が発生した場合には、災害対策基本法第76条の6の規定	第2項 市が実施する対策（危機管理班、総務管理部、避難所対策部、環境対策部、土木対策部） 1・2 略 3 雪害対策 (1)・(2) 略 (3) 適切な道路管理と交通対策 道路管理者、警察その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。 車両滞留が発生した場合には、災害対策基本法第76条の6の規定

159 (続き)	に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。<u>また、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、県や道路管理者等の関係機関と連携の上、滞留車両の乗員に対し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援を行うよう努める。</u> (4) 略	に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。 (4) 略
161	第2項 市等が実施する対策（総務管理部，国，県） 1 略 2 国が負担又は補助する範囲 (1) 略 (2) <u>非常災害対策本部長，緊急災害対策本部長又は特定災害対策本部長</u>の指示に基づく応急措置に対する費用 <u>非常災害対策本部長，緊急災害対策本部長又は特定災害対策本部長</u>の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうち，市に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては，政令で定めるところにより，国がその全部又は一部を補助する。なお，補助率については，応急措置内容等によりその都度決定される。	第2項 市等が実施する対策（総務管理部，国，県） 1 略 2 国が負担又は補助する範囲 (1) 略 (2) <u>非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長</u>の指示に基づく応急措置に対する費用 <u>非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長</u>の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうち，市に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては，政令で定めるところにより，国がその全部又は一部を補助する。なお，補助率については，応急措置内容等によりその都度決定される。

163	第2項 市が実施する対策 1 復興体制の構築 (1) 市災害復興本部（仮称）等の設置に向けた検討 特定大規模災害が発生した場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づく必要な支援措置を受けるための「市復興計画（仮称）」の策定を始めとする、市の総合的な復興対策を指揮する「市災害復興本部（仮称）」を設置し、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。<u>復興体制の構築に当たっては、必要に応じて復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用して他の地方公共団体に技術職員の派遣を求めることも検討する。</u> 2 略	第2項 市が実施する対策 1 復興体制の構築 (1) 市災害復興本部（仮称）等の設置に向けた検討 特定大規模災害が発生した場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づく必要な支援措置を受けるための「市復興計画（仮称）」の策定を始めとする、市の総合的な復興対策を指揮する「市災害復興本部（仮称）」を設置し、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。 2 略
221	第2項 市が実施する対策 1 市民に対する啓発（危機管理部，政策経営部，地域振興部，健康福祉部，子ども政策部，消防本部） 災害発生時における被害を軽減し，防災応急対策活動を円滑に行うため，市民，地域に対し防災上必要な知識を普及し，平常時からの備えと地震発生時の的確な行動等，地震防災に関する正しい知識と情報を提供する。	第2項 市が実施する対策 1 市民に対する啓発（危機管理部，政策経営部，地域振興部，健康福祉部，子ども政策部，消防本部） 災害発生時における被害を軽減し，防災応急対策活動を円滑に行うため，市民，地域に対し防災上必要な知識を普及し，平常時からの備えと地震発生時の的確な行動等，地震防災に関する正しい知識と情報を提供する。

221 (続き)	また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。 (1) 略 (2) 内容 ア・イ 略 ウ 津波浸水予測区域、土砂災害警戒区域等に関する知識 エ～チ 略 2～8 略	また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。 (1) 略 (2) 内容 ア・イ 略 ウ 津波浸水予測区域、土砂災害危険箇所等に関する知識 エ～チ 略 2～8 略
225	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、<u>男女共同参画の視点を取り入れることに加え</u>、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。 1～6 略	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。 1～6 略
229	第3項 市が実施する対策 市は、関連部門が把握している災害時要援護者に関する情報を、災害時に活用することを目指すとともに、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。	第3項 市が実施する対策 市は、関連部門が把握している災害時要援護者に関する情報を、災害時に活用することを目指すとともに、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。

229 (続き)	1 災害時要援護者に対する対策（危機管理部，健康福祉部，消防本部） （１）～（８） 略 <u>（９）停電時における医療機器の電源の確保</u> <u>市は，医療的ケアを必要とする者に対しては，人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> 2・3 略	1 災害時要援護者に対する対策（危機管理部，健康福祉部，消防本部） （１）～（８） 略 2・3 略
239	第２項 市が実施する対策 1・2 略 3 海面監視体制の確立（土木部） 強い地震（震度４程度以上）を感じたときには，津波警報等が発表されるまでに津波が襲来するおそれがあるため，気象庁の<u>地震情報で津波が予想されない</u>と発表される又は，<u>津波に関するその他の情報で0.2m未満の海面変動の予想が発表されるまで</u>少なくとも３０分間は安全な地点で海面を監視する体制を確立しておく。 4～7 略	第２項 市が実施する対策 1・2 略 3 海面監視体制の確立（土木部） 強い地震（震度４程度以上）を感じたときには，津波警報等が発表されるまでに津波が襲来するおそれがあるため，気象庁の「<u>ツナミナシ</u>」の<u>通報がある</u>まで少なくとも３０分間は安全な地点で海面を監視する体制を確立しておく。 4～7 略
246	第２項 市が実施する対策（危機管理部，総務部） 1～10 略 11 復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用 復興体制の構築に当たっては，必	第２項 市が実施する対策（危機管理部，総務部） 1～10 略

246 (続き)	要に応じて復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用して他の地方公共団体に技術職員の派遣を要請する。	
261	第2項 市が実施する対策 気象庁から発表される津波警報等は、全国瞬時警報システム（Jアラート）により自動的に防災行政無線が起動し伝達される。併せて市長は、津波警報等を防災行政無線、サイレン、メール等、様々な手段を用いて市民等に伝達する。 特に、津波の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。 1 略 2 津波に対する警戒態勢（総務管理部、産業物資対策部、土木対策部、消防対策部） （1）市長は、<u>気象庁</u>より津波注意報が発表されたときのほか、相当規模の地震（震度4程度以上）が発生したとき又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたとき若しくは異常な海象を知ったときは、必要に応じて消防機関等の協力を得て、海浜にある者及び海岸付近等の住民等に対し、急いで海浜等から退避し、津波の浸水の恐れがない安全な場所へ避難するよう指示す	第2項 市が実施する対策 気象庁から発表される津波警報等は、全国瞬時警報システム（Jアラート）により自動的に防災行政無線が起動し伝達される。併せて市長は、津波警報等を防災行政無線、サイレン、メール等、様々な手段を用いて市民等に伝達する。 特に、津波の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。 1 略 2 津波に対する警戒態勢（総務管理部、産業物資対策部、土木対策部、消防対策部） （1）市長は、<u>名古屋地方気象台</u>より津波注意報が発表されたときのほか、相当規模の地震（震度4程度以上）が発生したとき又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたとき若しくは異常な海象を知ったときは、必要に応じて消防機関等の協力を得て、海浜にある者及び海岸付近等の住民等に対し、急いで海浜等から退避し、津波の浸水の恐れがない安全な場所へ避難

261 (続き)	る。 (2) ～ (4) 略	するよう指示する。 (2) ～ (4) 略
265	第2項 市及び防災関係機関が実施する対策 1 ～ 6 略 7 海上交通の確保（海上保安部，港湾管理者） (1) ～ (5) 略 <u>(6) 軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には，国に報告するとともに，軽石除去による航路啓開に努める。</u>	第2項 市及び防災関係機関が実施する対策 1 ～ 6 略 7 海上交通の確保（海上保安部，港湾管理者） (1) ～ (5) 略
271	第2項 市が実施する対策 1 略 2 避難の指示等の実施（危機管理班，総務管理部） 地震災害時，同時多発の火災が拡大延焼し，危険が大きいと予測される場合，又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合，その他住民の生命及び身体を地震に伴う災害から保護するため必要と認められるときは，当該地域住民に対して避難のための立退きの指示を行う。また，避難指示の他，必要に応じて高齢者等避難を伝達し，適切な避難誘導を実施する。 <u>避難指示等の発令に際しては，必要に応じて気象防災アドバイザー等の</u>	第2項 市が実施する対策 1 略 2 避難の指示等の実施（危機管理班，総務管理部） 地震災害時，同時多発の火災が拡大延焼し，危険が大きいと予測される場合，又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合，その他住民の生命及び身体を地震に伴う災害から保護するため必要と認められるときは，当該地域住民に対して避難のための立退きの指示を行う。また，避難指示の他，必要に応じて高齢者等避難を伝達し，適切な避難誘導を実施する。

271 (続き)	<u>専門家の技術的な助言を活用する。</u> なお、津波の発生及びおそれがある場合は、「鈴鹿市避難情報等の判断・伝達マニュアル」を基にし、避難指示を発令する。 3～5 略	なお、津波の発生及びおそれがある場合は、「鈴鹿市避難情報等の判断・伝達マニュアル」を基にし、避難指示を発令する。 3～5 略
275	第2項 市が実施する対策 1～4 略 5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部） 震災のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため避難所を開設する。 開設にあたっては、必要に応じて避難所となる公共施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該建築物の被災状況の把握に努める。 また、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達・確保を行うため、職員の派遣を行う。 (1) 略 (2) 設置の方法 ア・イ 略 ウ 避難所を設置したときは、その旨を公表の上、市職員を配置し、	第2項 市が実施する対策 1～4 略 5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部） 震災のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため避難所を開設する。 開設にあたっては、必要に応じて避難所となる公共施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該建築物の被災状況の把握に努める。 また、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達・確保を行うため、職員の派遣を行う。 (1) 略 (2) 設置の方法 ア・イ 略 ウ 避難所を設置したときは、その旨を公示し責任者を任命して、避

275 (続き)	避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。 市民等が市の指示に基づかず親戚や縁者等の住家に集まって避難所と称しても避難所として指定することはできない。 エ 略 (3) ～ (9) 略	難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。 市民等が市の指示に基づかず親戚や縁者等の住家に集まって避難所と称しても避難所として指定することはできない。 エ 略 (3) ～ (9) 略
275	第2項 市が実施する対策 1 ～ 4 略 5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部） 震災のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため避難所を開設する。 開設にあたっては、必要に応じて避難所となる公共施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該建築物の被災状況の把握に努める。 また、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達・確保を行うため、職員の派遣を行う。 (1) ～ (3) 略 (4) 運営管理 避難所の運営及び管理にあたっ	第2項 市が実施する対策 1 ～ 4 略 5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部） 震災のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため避難所を開設する。 開設にあたっては、必要に応じて避難所となる公共施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該建築物の被災状況の把握に努める。 また、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達・確保を行うため、職員の派遣を行う。 (1) ～ (3) 略 (4) 運営管理 避難所の運営及び管理にあたっ

275 (続き)	ては、次の点に留意して、適切な管理を行う。 ア 避難所における情報の伝達，食料等の配布，清掃等について，住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため，地域住民，施設管理者，避難所派遣職員（救助施設班）等で避難所運営委員会を組織するよう努めるとともに，必要に応じて，県，他の市町村，<u>NPO，ボランティア等</u>に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては，食事の配慮が必要な人をはじめ，年齢，性別等の避難者の多様なニーズに対応できるよう，食の知識を有する管理栄養士などを活用する。 イ～シ 略 (5)～(9) 略	ては、次の点に留意して、適切な管理を行う。 ア 避難所における情報の伝達，食料等の配布，清掃等について，住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため，地域住民，施設管理者，避難所派遣職員（救助施設班）等で避難所運営委員会を組織するよう努めるとともに，必要に応じて，県，他の市町村に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては，食事の配慮が必要な人をはじめ，年齢，性別等の避難者の多様なニーズに対応できるよう，食の知識を有する管理栄養士などを活用する。 イ～シ 略 (5)～(9) 略
295	第2項 市が実施する対策 1 行方不明者等の搜索（消防対策部） (1) 搜索の基本 災害により行方不明者<u>及び安否不明者</u>が発生した場合は，正確な情報の収集に努め，次の事項を明らかにして，搜索の実施を行うこと。 ア 行方不明者<u>及び安否不明者</u>の住所，氏名，年齢，身体的特徴，着	第2項 市が実施する対策 1 行方不明者等の搜索（消防対策部） (1) 搜索の基本 災害により行方不明者が発生した場合は，正確な情報の収集に努め，次の事項を明らかにして，搜索の実施を行うこと。 ア 行方不明者の住所，氏名，年齢，身体的特徴，着衣，携帯品等

295 (続き)	衣，携帯品等 イ 上記の事項が明らかでないときは，行方不明者及び安否不明者が発生した地域及び数 (2) ～ (4) 略 2 ～ 4 略	イ 上記の事項が明らかでないときは，行方不明者が発生した地域及び数 (2) ～ (4) 略 2 ～ 4 略
335	第4項 市民や事業所等が実施する対策 (1) ～ (3) 略 (4) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時において，高齢者等事前避難対象地域における高齢者等の災害時要援護者は，市からの避難の呼びかけに基づき，知人・親類宅等や開設された避難所等へ1週間の事前避難を行い，それ以外の市民は，必要に応じて自主的に避難を行うことや，日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとるよう努める。<u>また，事前避難対象地域内での車両の走行は，極力抑制するよう努める。</u> <u>さらに，事業所等については，企業BCP等により事前に検討した事業継続・中止の判断基準及び従業員や利用者の安全確保等の対策に基づき，適切な対応をとるよう努める。</u>	第4項 市民や事業所等が実施する対策 (1) ～ (3) 略 (4) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時において，高齢者等事前避難対象地域における高齢者等の災害時要援護者は，市からの避難の呼びかけに基づき，知人・親類宅等や開設された避難所等へ1週間の事前避難を行い，それ以外の市民は，必要に応じて自主的に避難を行うことや，日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとるよう努める。 事業所等については，企業BCP等により事前に検討した事業継続・中止の判断基準及び従業員や利用者の安全確保等の対策に基づき，適切な対応をとるよう努める。
336	第2項 市等が実施する対策（総務管理部，国，県）	第2項 市等が実施する対策（総務管理部，国，県）

336 (続き)	1 略 2 国が負担又は補助する範囲 (1) 略 (2) 非常災害対策本部長, 緊急災害対策本部長又は<u>特定災害対策本部長</u>の指示に基づく応急措置に対する費用 非常災害対策本部長, 緊急災害対策本部長又は<u>特定災害対策本部長</u>の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうち, 市に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては, 政令で定めるところにより, 国がその全部又は一部を補助する。なお, 補助率については, 応急措置内容等によりその都度決定される。 (3) ・ (4) 略 3 略	1 略 2 国が負担又は補助する範囲 (1) 略 (2) 非常災害対策本部長又は<u>緊急災害対策本部長</u>の指示に基づく応急措置に対する費用 非常災害対策本部長 <u>又は</u> 緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうち, 市に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては, 政令で定めるところにより, 国がその全部又は一部を補助する。なお, 補助率については, 応急措置内容等によりその都度決定される。 (3) ・ (4) 略 3 略
338	第2項 市が実施する対策 1 復興体制の構築 (1) 市震災復興本部（仮称）等の設置に向けた検討 特定大規模災害が発生した場合, 大規模災害からの復興に関する法律に基づく必要な支援措置を受けるための「市復興計画（仮称）」の策定を始めとする, 市の総合的な復興対策を指揮する「市震災復興本部	第2項 市が実施する対策 1 復興体制の構築 (1) 市震災復興本部（仮称）等の設置に向けた検討 特定大規模災害が発生した場合, 大規模災害からの復興に関する法律に基づく必要な支援措置を受けるための「市復興計画（仮称）」の策定を始めとする, 市の総合的な復興対策を指揮する「市震災復興本部

338 (続き)	(仮称) 」を設置し，設置のための 規程や体制の整備に向けた検討を 行う。<u>復興体制の構築に当たっては， 必要に応じて復旧・復興支援技術職 員派遣制度を活用して他の地方公共 団体に技術職員の派遣を求めること も検討する。</u> 2 略	(仮称) 」を設置し，設置のための 規程や体制の整備に向けた検討を 行う。 2 略
---------------------	--	---